

れいわ ねん がつ にち
令和2年5月7日

ほごしやさま
保護者様

おおさかしきょういくんかい
大阪市教育委員会
おおさかしりつみやこじまちゅうがっこう
大阪市立都島中学校
こうちゅうわなべしんじ
校長 渡邊進司

れいわ ねん がつ にち りんじきゅうぎょうきかん えんちゅう
令和2年5月11日からの臨時休業期間の延長について（お知らせ）

へいそ ほんこう きょういくかつどう りかい きょうりょく
平素から本校の教育活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。
さて、先に令和2年5月10日（月曜日）まで臨時休業期間の延長をお知らせしたところです。このたび、政府が「緊急事態宣言」の延長を行ったことを受け、児童生徒の感染予防の徹底を図るため、大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校について、改めて令和2年5月11日（月曜日）から5月31日（日曜日）まで臨時休業を延長させていただきます。

ただし、安全面に最大限配慮を行ったうえで、臨時休業中ににおいても、登校日を設定いたします。

つきましては、保護者の皆様におかれましてもご理解賜り、これまでと同様にご家庭でのお子様の健康状態の把握（健康観察表への記入を含む）及び心身の健康と安全、安心への配慮、感染症予防の指導等について、よろしくご理解ご協力を重ねてお願い申しあげます。

また、どうしても家庭でお子様の監護ができない場合や、お子様が一人で留守番ができる等の場合の平日の居場所の確保等についても、これまでどおり実施します。（通常のいきいき活動は休止していますが、連携して対応します。）

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う「緊急事態宣言」に係る対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願い申しあげます。

記

1 臨時休業期間の延長

・令和2年5月11日（月曜日）～5月31日（日曜日）を臨時休業とします。

（5月10日までとしておりました臨時休業期間を延長します。）

臨時休業期間中に、登校日を設定します。

※ただし、臨時休業の期間や範囲等については、国の緊急事態宣言や大阪府域の感染状況等により、変更する場合があります。

2 臨時休業期間中の登校日の設定について

・5月11日（月曜日）～15日（金曜日）に1回、5月18日（月曜日）～29日（金曜日）においては、週に2回の登校日を設定します。

・感染症予防のため、基本的には、学年・学級等を分割のうえ、1教室の人数を減らして実施します。第1回目の登校日については、本校のホームページ等でご確認ください。

さい。(5月8日に掲載予定です。)

3 家庭での日常の健康状態の把握のお願い

・臨時休業期間中は、ご家庭で、毎朝、体温を測る等、お子様の健康状態のご確認をお願いします。健康状態の確認に際しては「健康観察表」を使用し、ご家庭で記載いただくとともに、4週間分は保管いただくようお願いします。また、登校日には必ずお子様に持たせるようしてください。

・お子様が、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。登校日・預かりへの参加はご遠慮ください。授業日ではありませんので、欠席扱いとはなりません。

① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合

② お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合

③ お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合

④ お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合

具体的には、微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が37.5度前後より高い状態)以外に、咳・呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、におい・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられる場合

・登校日、居場所の確保中に発熱等の症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようにお願いします。

・上記④の場合で、お子様の健康状態に、次のいずれかの症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」(電話番号：06-6647-0641)へご相談願います。

- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱がある。
- ・かぜの症状や発熱が続いている(解熱剤を飲み続けなければならない時を含む)。
- ・基礎疾患等のある方は、症状があれば速やかに。

*新型コロナ受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診ください。(複数の医療機関を受診することは、お控えください)

*医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

5 家庭生活における留意事項

お子様の健康確保について努めていただくとともに、以下についてご留意いただきますようお願いします。

○計画的な家庭学習や家族の一員として家事の手伝い等にとりくむことができるようお願いします。

○「緊急事態宣言」が延長されておりますことから、不要不急の外出を避けるとともに、外出が必要な際も人が集まる場所や交通機関の利用ができるだけ避けるなど、感染予防に努め、健康に十分注意してください。

○日々のお子様の心身の状況の変化に気を配るとともに、お子様への声かけや会話を通

して、心身の健康と安全安心への配慮をお願いします。

- スマートフォン等のインターネットが利用できる機器には有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）を設定する等について、すでにお願いしているところですが、スマートフォンやゲームなど、過度な使用とならないよう、家庭においてお子様との話し合いを通じてルールづくりに努めていますようお願いします。
- 家庭において保護者が不在になる場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、確実な施錠を行い、訪問者への対応は控えるよう注意喚起をお願いします。
- お子様の健康保持の観点から、運動不足やストレスを解消するために行う運動の機会を確保することも大切であると考えており、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境の下でおこなっていますようお願いします。ただし、一度に大人数が集まって人が密集することのないよう配慮をお願いします。

6 新型コロナウイルス感染症の予防

- ご家庭の皆様で、新型コロナウイルス感染症の予防に努めてください。
- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石鹼で手を洗ってください。
- 咳などの症状のある方は、咳エチケットをおこなってください。
- 1～2時間に一度、5～10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ替えてください。
- 換気を励行してください。
- 不要不急の外出を控えていただくとともに、持病のある方等は、できるだけ人ごみの多い場所への外出を控えてください。とくに、①密閉空間で換気ができない、②人が多く集まる、③近距離での会話や発声が行われる、の3つの条件が同時に重なる場所は避けましょう。